

豊町自治会同好会補助金規定

【同好会】

第一条 ここでいう同好会とは、趣味やスポーツなどの活動を通じて自治会員相互の親睦を図る事を目的に結成された会やグループを指す。

第二条 同好会は以下の条件を満たしていなければならない。

(1) 加入者が10人以上いること。但し加入者の拡大に準備期間が必要な場合には次年度の5月1日迄に前記の条件を満たすことを前提として5人以上ならば認める。

(2) 加入者は原則として豊町自治会員とする。但し指導者等会員外の協力が同好会活動に是非必要な場合はこの限りではない。

【届出義務】

第三条 同好会としての承認を受けるためには、所定の同好会届出用紙に必要事項を記入の上、自治会長に提出しなければならない。

第四条 自治会長は第一条および第二条の規定に照らして同好会としての必要な要件を満たしていると判断される時は、以下の条項に基づき補助金を交付する。

【補助金】

第五条 補助金は基本補助金と比例補助金で構成され、その基準年額は以下の通りである。

(1) 基本補助金は一同好会につき 10,000円とする。

(2) 比例補助金は同好会員10名まで1名につき 1,000円とし、10名を超えた会員は1名につき 500円とする。

(3) 但し一同好会の補助金総額は 30,000円を限度とする。

第六条 補助金の対象となる会員数は、以下のいずれかの時点とする。

(1) すでに前年度から活動を続けている同好会は、当該年度の5月1日現在の会員数。

(2) 当該年度に発足した同好会は、10月1日現在の会員数。

(3) 10月2日以降発足した同好会は、当該年度は補助金の対象外とする。

第七条 交付された補助金は、同好会活動以外のことに使ってはならない。

【報告義務】

第八条 補助金の交付を受けた同好会は、年間活動実績を次年度の5月1日までに書面で自治会長に報告しなければならない。

第九条 自治会長は提出された年間活動実績から判断して、交付金の対象とする事が不適切と認められる時は、当該年度以降の交付を中止する事が出来る。

(付則)

1. 本規定は昭和63年3月27日から施行する。